

災害時における施設の使用に係る協議書

名護市（以下「甲」という。）と公立法人名桜大学（以下「乙」という。）は、名護市学園都市形成施設の管理に関する基本協定書（平成 22 年 4 月 1 日締結。以下「協定書」という。）第 38 条に基づき、災害時における学園都市施設の使用について、次のとおり協議する。

（趣旨）

- 第 1 条 この協議は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が避難所として名護市学園都市形成施設（以下「学園都市施設」という。）を利用することについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 災害時に甲が学園都市施設を使用することについては、この協議に定めるほか、災害時等における名護市学園都市形成施設の使用に係る協議（平成 24 年 1 月 17 日協議）に定めるところによる。

（使用施設）

第 2 条 甲が避難所として利用できる学園都市施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
北部生涯学習推進センター・実習・演習エリア	名護市字為又 1220 番地 146

（避難所開設の通知等）

- 第 3 条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、甲が施設に避難所を開設する以前に市民等が避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通報するものとする。
- 3 甲は、前項の通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所の管理運営）

- 第 4 条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 甲は、避難所運営組織について乙に事前に通知するものとする。
- 3 乙は、避難所の管理運営について甲に協力するよう努めるものとする。

（費用等）

第 5 条 避難所の運営に係る費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（開設期間）

第 6 条 避難所の開設期間は、開設をした日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長しようとするときは、甲は乙の了承を得るものとする。

（避難所の閉鎖）

- 第 7 条 甲は、乙が早期に教育研究活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
- 2 甲は、避難所を閉鎖する場合は、乙に対してその旨を文書で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

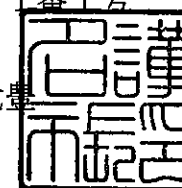
（協議の有効期間）

第 8 条 この協議の有効期間は、協定書第 5 条に定める期間とする。

本協議の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 2 日

甲 沖縄県名護市港一丁目 1 番 1 号
名護市
名護市長 渡具知 武豊



乙 沖縄県名護市字為又 1220 番地
公立大学法人 名桜大学
理事長 高良 文雄

